

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

こうこうせい みせいねんしゃ しゅうにゅうへん
～高校生や未成年者の収入編

 佐 倉 市 

お知らせ



高校生や未成年のお子さん と そのご家族さま へ

お知らせ



生活保護を受給している世帯は、大人はもちろん、高校生や未成年者であっても、収入を得た場合は、

いかなる収入も申告(社会福祉課へ報告)しなければならない決まりがあります。生活保護の申請や

決定の時に、申請者や世帯主(親ごさん等)に対して説明をし、未成年のお子さんの収入に関しても申告

をしなければならない義務があることは説明し、了解をしてもらっていますが、皆さんが不利益にならないよう再度制度の説明をします。

☆分からないことは、遠慮なく担当のケースワーカーや社会福祉課職員へお問合せください。

☆アルバイトは学校の許可を得て、学業に支障がない範囲でおこないましょう!!

まず、いつから、どこでアルバイト(働く)するのかなどを報告してください。報告が必要な内容を書く用紙(雇用内容申告書)を提出してください。そして、お給料が出たら、速やかに給与明細(コピー可)をつけ、申告(収入申告書)をしてください。

※収入申告は、給与をもらう度に毎回提出する必要があります。

市役所では、世帯(ご家族)全員の収入を合計して、生活保護費の計算をしています。収入として認定する金額については、世帯の生活費として消費してもらわなければなりませんので、個人で得た収入であっても世帯(ご家族)の生活費として使用させてもらわなければならないのです。

さて、収入の認定方法ですが、未成年者の勤労収入に関しては、次のように認定されるので、給与が全額認定されるわけではありません。(成人の方の収入認定の方法とは異なります)

$$\text{①総支給額} - (\text{②基礎控除} + \text{③未成年者控除} + \text{④実費控除}) = \text{⑤収入認定額}$$

①総支給額・・・支払先から税金などが天引きされる前の額で、交通費なども含んだもの

②基礎控除・・・総支給額の金額や世帯の中で他に就労している人がいると毎月異なりますが、必要経費として控除(収入として認定しない)されます。

③未成年者控除・・・20歳未満の方が就労して得た収入から、月額11,400円が控除(収入として認定しない)されます。

④実費控除・・・社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費額が控除(収入として認定しない)されます。

⑤収入認定額・・・世帯の生活費として使用してもらいます。



また、^{こうこうせい}高校生の^{アルバイト}収入に限っては、^{つぎ}次の^{ばあい}④の場合や^{ばあい}⑤の場合には、^{しゅうにゅう}収入として^{にんてい}認定しないことも^{かのう}可能です。

④^{せいかつほごひ}生活保護費だけでは^{ふそく}不足する^{こうとうがっこう}高等学校の^{けいひ}経費、^{がくしゅうじゅくひとう}学習塾費等、^{しゅうがく}就学のために^{ひつよう}必要と^{はんだん}判断される^{さいしょうげんど}最小限度の^{がく}額

⑤^{こうこうそつぎょうご}高校卒業後の^{だいがくなど}大学等への^{しんがく}進学(事前に^{じぜん}必要な^{ひつよう}入学料等)や^{しゅうろう}就労に^し資する^{けいひ}経費(^{うんてんめんきょしょう}運転免許証の^{しゅとくひとう}取得費等) ※リーフレットあり

その他、大学等への進学をするに当たり、新生活の立ち上げ費用「進学準備給付金」もありますので、是非活用してください。

※リーフレットあり

しかし、^{しゅうにゅう}収入の^{しんこく}申告をしない場合は、^{ばあい}収入があるにもかかわらず、^{しゅうにゅう}収入が無いものとして^{せいかつほごひ}生活保護費を^{じゅきゅう}受給すること
すなわち、「^{ふせいじゅきゅう}不正受給」をしたと^{はんだん}判断されることとなります。

^{ふせいじゅきゅう}不正受給に対しては、^{たい}法律違反として^{ほうりついはん}罰せられること(※1)もありますし、^{へんかん}返還してもらおう^{せいかつほごひ}生活保護費は、^{だま}黙って^え得てい
^{きゅうよ}た給与から^き基礎控除や^{みせいねんしゃこうじょぶん}未成年者控除分を除くことができませんので、^{きゅうよ}給与のほとんど、^も若しくは^え得た^{しゅうにゅういじょう}収入以上の^{がく}額を^{へんかん}返還する
こと(※2)になり、^{そん}みなさんが^{そん}損をすることになるのです。ですから、^{みせいねんしゃ}未成年者の^{しゅうにゅう}収入だからといって、^{はたらく}働くことや^{きゅうよ}給与を
もらったことも^{かなら}必ず^{たんとう}担当ケースワーカーに^{ほうこく}報告してください(※3)。

※1 ^{ほうだい}法第85条 ^{ふせいじゅきゅう}不正受給^{ねんい}3年以下の^{ちようえきまた}懲役又は^{まんえんい}100万円以下の^{ばっきん}罰金

※2 ^{ほうだい}法第78条 ^{ひよう}費用の^{へんかん}返還、^{へんかん}返還すべき^{がく}額に^{ふん}100分の^{かさん}40を^{かさん}加算

※3 ^{ほうだい}法第61条 ^{しゅうにゅう}収入、^{せいかつとう}生活等の変動についての^{へんどう}届出の^{とどけ}義務^{ぎむ}

^{こうこうせい}高校生の^{アルバイト}は、^{がくぎょう}学業に^{ししょう}支障のない

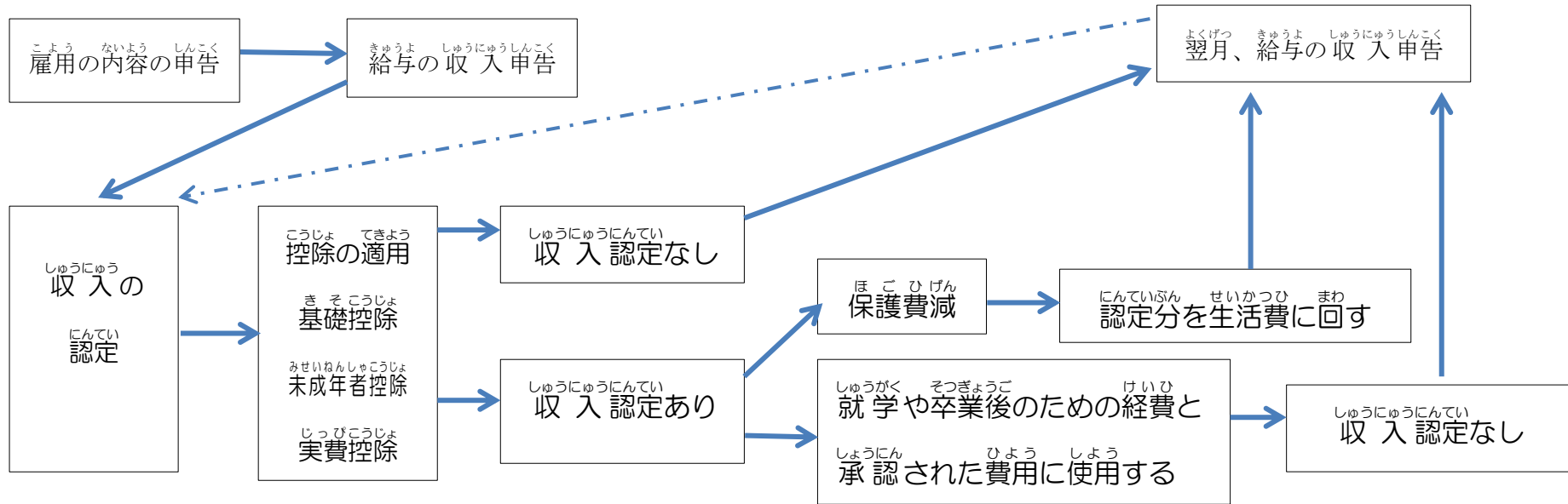
^{はんい}範囲で^{ねが}お願いします。

^{といあわ}問合せ：^{さくらしやくしよしゃかいふくしか}佐倉市役所社会福祉課^{ほごはん}保護班

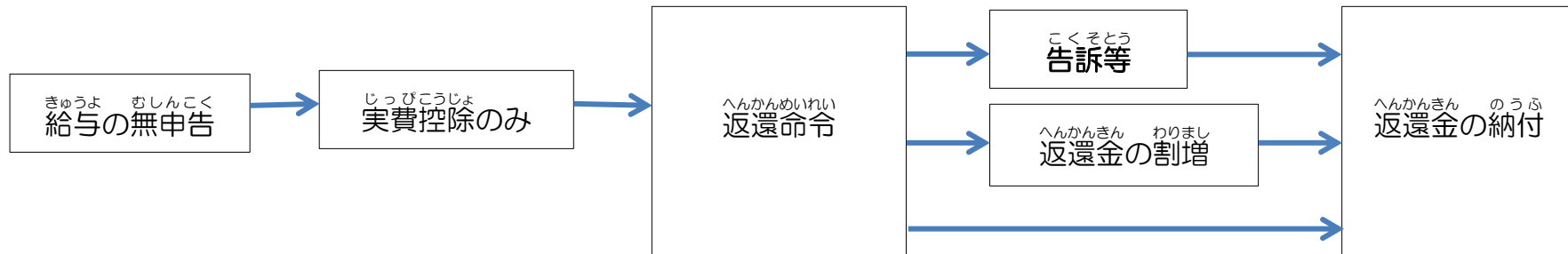
TEL：043-484-6134



しゅうにゆう しんこく ばあい
 ◎ 収入をきちんと申告する場合



しゅうにゆう しんこく ばあい
 ◎ 収入を申告しない場合



☆ 収入認定の例

例えば、未成年者のアルバイト収入30,000円が支給されたことを収入申告すると、いくらを世帯の生活費にするのかを計算することになります。交通費は2,500円、所得税などは引かれていないこととします。世帯の中で就労した収入を得ている人が1人とします。 ※基礎控除は、金額と働いている人数により変動します

$$30,000\text{円 (アルバイト収入)} - 2,500\text{円 (交通費)} - 16,400\text{円 (基礎控除※)} = 11,400\text{円 (未成年者控除)} = 0\text{円 (世帯の生活費としなければならない額)}$$

以上のように、30,000円であれば、収入認定する額は0円となります。30,000円を超えても、控除の分は、認定されません。また、認定する分を大学の入学料にするという目的に使用するのであれば、入学料を支払うまでは認定を保留しておくことも可能です。

しかし、申告をしない場合には、実費控除（交通費等）しか控除できませんので、30,000円を申告しない場合には、交通費の2,500円を引いた27,500円を返還することとなってしまいます。

このことから、保護受給中の収入については、受領後速やかに、自ら申告していただくようお願いいたします。



高校生のアルバイトは、学業に支障のない範囲でお願いいたします。

問合せ：佐倉市役所社会福祉課保護班

Tel : 043-484-6134 (直通)

